

# 発達障害児支援にかかる各分野の機関、必要な対応について

各分野のコーディネーターがコーディネート業務を進めるために、各機関の「窓口」が明瞭で、かつ、コーディネーター同士の話し合いが容易に出来る体制が必要

主体	母子保健 児童福祉	医療	教育	障害福祉	
				(児)	(者)
府	乙訓保健所 保健師	サテライト診療所 ・小児科 ・児童精神科 ・小児整形外科 医療ソーシャルワーカー 診察前インテーク(スクリーニング等)の機能確保 政策医療としての位置づけ 分野を超えた情報連携システムの整備	向日が丘支援学校(特別支援学校) 向日が丘相談・支援センター 地域支援Co. 高等学校 特別支援教育Co.	発達障害者支援センター はばたき「こども相談室」 相談員 乙訓圏域発達障害者支援センター ひまわり園 相談員	
	市町 ・母子保健担当 保健師 心理士 保育園 保育士 診察前スクリーニング機能	乙訓地区医師会 トランジションへの対応 成人期のアフターケア	幼稚園 特別支援教育Co. 小中学校 特別支援教育Co. (通常学級・通級指導教室・特別支援学級) 市町教育委員会 乙訓教育局	共生型福祉施設 児童発達支援センター 児童発達支援 障害児相談支援 保育所等訪問支援 放課後等デイサービス ソーシャルワーカー ソーシャルワークの機能確保 (入口支援、出口支援の明確化、相談機能の充実等) ・就労継続支援 ・地域生活支援拠点 ・障害者相談支援 教育・福祉のバランスモデルの実践 → 地域への還元 注) 基本計画より	
保健、医療、教育、福祉等が連携した、就学前から高校卒業までのシームレスな一貫した支援 ⇒ 生涯にわたる支援へ					